

# 血管美人レンタルご利用約款同意書

## 第1章総則

### 第1条(約款の適用)

当社はこの約款及び細則(以下、両者を「約款」という)の定めるところにより、貸渡血管美人・ハードケース一式(以下「血管美人」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般的な慣習によるものとします。

## 第2章貸渡

### 第2条(貸渡条件)

借受人は次の各号の一に該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

- (1)日本国籍でない法人又は個人の申し込み。
- (2)固定電話番号記載のない申し込み。
- (3)日本国外での使用を目的とした申し込み。
- (4)申し込み書記載内容に虚偽があった場合。
- (5)当社の判断で貸渡契約締結不可とした場合。
- (6)その他、本約款に違反する行為があったとき。

### 第3条(貸渡品の確認)

- (1)当社は、動作点検整備を実施した血管美人を貸渡すものとします。
- (2)借受人は、血管美人の貸渡にあたり、受け取り時点で外観及び付属品の検査を行い、血管美人に不良がないこと等を確認するとともに、血管美人が借受条件を満たしていることを確認するものとします。

### 第4条(禁止行為)

借受人は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1)医師でない者が治療、診断行為に血管美人を使用すること。
- (2)血管美人を所定の用途以外に使用すること。
- (3)血管美人を転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
- (4)血管美人を改造若しくは改装する等その原状を変更すること。
- (5)当社の承諾を受けることなく、血管美人を各種テスト若しくは解体すること。
- (6)法令又は公序良俗に違反して血管美人を使用すること。

### 第5条(故障時の措置)

- (1)借受人は、使用中に血管美人の異常又は故障を発見したときは、直ちに使用を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
- (2)血管美人の異常又は故障が借受人の責に帰すべき事由によるときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人は血管美人の引取及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を返還しないものとします。
- (3)貸渡前に存した瑕疵により血管美人が使用できなくなったときは、借受人は当社から代替血管美人の提供を受けることができるものとします。
- (4)借受人が第3項の代替血管美人の提供を受けないときは、貸渡契約は終了するものとし、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、天災その他の不可抗力により当社が代替血管美人を提供できないときも同様とします。

## **第3章返還**

### **第6条(借受人の返還責任)**

- (1)借受人は、血管美人を借受期間満了時までに当社に返還するものとします。
- (2)借受人が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。

### **第7条(血管美人の確認等)**

- (1)借受人は、血管美人を引渡時の状態で返還するものとします。
- (2)借受人は、血管美人の返還にあたって、ハードケース内に借受人又は借受人の管理下におけるその他使用者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

## **第4章盗難時の措置**

### **第9条(盗難)**

借受人は、使用中に血管美人の盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。

- (1)直ちに最寄の警察に通報すること。
- (2)事情のいかんに関わらず、当社の提示する損害額の全てを弁済すること。

### **第10条(使用不能による貸渡契約の終了)**

借受期間中において事故・盗難その他の事由により血管美人が使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

この場合、当社は、当社の規定する損害額から受領済の貸渡料金を差し引いた金額を借受人に対して請求し、借受人は請求書受領から7日間以内に当社の指定する銀行口座に請求金額を振り込むものとします。

## **第5章解除**

### **第11条(貸渡契約の解除)**

当社は、借受人が借受期間中にこの約款に違反したときは、何らの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちに血管美人の返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

## **第6章雑則**

### **第13条(消費税)**

借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を別途当社に対して支払うものとします。

### **第14条(遅延損害金)**

借受人は、この約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、当社に対し1日30,000円の遅延料金を支払うものとします。

### **第15条(管轄裁判所)**

この約款に基づき紛争が生じたときは、当社の本社所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。附則本約款は、平成20年4月1日から施行します。

### **株式会社健康科学研究会 殿**

上記約款に同意し、別紙血管美人レンタル申請書を提出します。

申込者(社)様個人名署名欄

印